

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 二
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 二
- 生活保護法による施術者の指定 (同) 二
- 生活保護法による指定施術者の変更の届出 (同) 二
- 生活保護法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同) 四
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 四
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 四
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (同) 五
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (同) 五
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (同) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (同) 六
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課) 六
- 県営土地改良事業計画の縦覧(二件) (農村振興課) 七
- 昭和四十四年宮城県告示第五百三十七号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (農村整備課) 七

ページ

○昭和四十八年宮城県告示第三百十七号(海岸保全区域の指定)の一部改正

正

○保安林の指定 (同) 九

○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一〇

○建設業許可の取消し (同) 一〇

○土地改良区の定款変更の認可 (事業管理課) 一〇

公 告

(大河原地方振興事務所)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 一一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 一一

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 一二

公 安 委 員 会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 一二

告 示

○宮城県告示第十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森内科クリニック	名取市下余田八十六ー五	平成二十五年十月一日
古川駅南耳鼻咽喉科	大崎市古川駅南一ー八一ー一	平成二十五年九月一日
やまだクリニック	巨理郡巨理町字下小路十六ー一	平成二十五年十一月一日
内海歯科	石巻市水明北一ー一	平成二十五年十一月八日

医療法人かぜの会 A B E デンタルオフィス	宮城郡松島町高城字町百五十一四	平成二十五年十月十一日
スマイル薬局河北店	石巻市成田字小塚百三十二四	平成二十五年十一月一日
アイン薬局岩沼店	岩沼市中央一三三	平成二十五年十一月一日
スマイル薬局玉浦店	岩沼市押分字新田東百三十八一	平成二十五年十一月一日
ユウハート調剤薬局	登米市迫町佐沼字江合二二二二二	平成二十五年十一月一日
クラウド調剤薬局巨理店	巨理郡巨理町五日町十九	平成二十五年十一月一日
訪問看護ステーションであいて	石巻市小船越字堤下六十六	平成二十五年十月二十八日

○宮城県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
齋藤産婦人科医院	白石市字堂場前七十三一	平成二十五年十二月三十一日
古川駅南耳鼻咽喉科	大崎市古川駅南一八一一	平成二十五年八月三十一日
内海歯科	石巻市湊町一六一十	平成二十五年十一月七日
スマイル薬局河北店	石巻市成田字小塚百三十二四	平成二十五年十月三十一日
スマイル薬局玉浦店	岩沼市押分字新田東百三十八一	平成二十五年十月三十一日
ユウハート調剤薬局	登米市迫町佐沼字江合二二二二二	平成二十五年十月三十一日

○宮城県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前 つばさ薬局玉川店	塩竈市玉川一五二二	平成二十五年十月十五日
変更後	塩竈市玉川一五二六	

○宮城県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術者の名称）	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
小林 健治 （もみのき接骨院）	柴田郡柴田町西船迫一六一四十二	平成二十五年九月二十五日
佐々木智徳 （佐々木接骨院）	加美郡加美町字赤塚二百二一	平成二十五年十月二十五日

○宮城県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	嶋田 健一 (イーグル整骨院東船岡店)	柴田郡船岡新栄四一六一五	平成二十五年十一月一日
変更後	嶋田 健一 (イーグル整骨院長町店)	仙台市太白区長町二一六一二十七	

○宮城県告示第七号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七二六〇〇八一六	松島医療生活協同組合まつしまホームヘルパー宮城県松島町松島字普賢堂二番地の十一	松島医療生活協同組合	平成二十五年九月一日
○四七〇二〇二四九〇	旭寿会訪問介護センター石巻市北村字庵ノ窪一番地	社会福祉法人旭壽会	平成二十五年九月十五日
○四七〇七〇〇九一五	訪問介護ステーションなごみ名取市美田園六丁目一番地の二アルカンシエルA棟一〇三号室	株式会社アルファライフ	平成二十五年十月十五日

二 訪問看護

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四六一五九〇〇七七	星陵ケアセンター訪問看護ステーション大崎市古川小稲葉町七番七号	有限会社星陵介護サービス	平成二十五年九月一日

四 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇三〇〇八三二	リハビリ特化型デイサービスリハニック塩釜塩竈市北浜一丁目三番一号	株式会社ドクターアイズ	平成二十五年九月一日
○四七〇七〇〇九〇七	リハビリ特化型デイサービスリハニック名取市植松四丁目十七番地二十九号	株式会社ドクターアイズ	平成二十五年九月一日
○四七二七〇一一五〇	デイサービスセンター奏三番地の一	株式会社 Fullfil Life	平成二十五年九月一日
○四七〇二〇二四八二	リハビリ特化型デイサービスリハニック石巻市双葉町八番三十七号ハイツ千石一階	株式会社ドクターアイズ	平成二十五年九月十五日
○四七〇二〇二五〇八	一心苑デイサービスセンター石巻市北村字庵ノ窪一番地	社会福祉法人旭壽会	平成二十五年九月十五日
○四七二一三〇一六七	嵯峨美の里デイサービスセンター栗原市若柳下畑岡内谷川七十四番地	株式会社社会福祉施設嵯峨美の里	平成二十五年九月十五日
○四七一五〇二二三八	J Aみどりのデイサービスセンターうらら大崎市田尻字北大杉八十八番地	みどりの農業協同組合	平成二十五年九月十五日
○四七一五〇二二四六	リハビリ特化型デイサービスリハニック大崎大崎市古川駅前大通三丁目四番二十三号ジュネスビル一F	株式会社ドクターアイズ	平成二十五年九月十五日
○四七二七〇一一六八	特別養護老人ホーム 万葉の里黒川郡大衡村大衡字大童七番地二十	社会福祉法人友徳会	平成二十五年九月二十七日
○四七〇三〇〇八五六	デイサービスセンター虹の塩竈市玉川三丁目八番六号	株式会社メディカル・サイドポート	平成二十五年十月一日
○四七二六〇〇八二四	松島医療生活協同組合デイサービスおたつしやデイ宮城県松島町松島字普賢堂一番地の四まつしまの郷	松島医療生活協同組合	平成二十五年十月一日

介護保険事業所番号	〇四七二七〇二一六八	事業所の名称及び所在地	特別養護老人ホーム 万葉の里 黒川郡大衡村大衡字大童七番地二十	事業者の名称又は氏名	社会福祉法人友徳会	指定年月日	平成二十五年九月二十七日
〇四七二七〇二一五三	シヨートステイしらとり 大崎市三本木字北町六十三番地四	株式会社飯島	平成二十五年十月一日				

○宮城県告示第八号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。
平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	〇四七〇三〇〇八四九	事業所の名称及び所在地	アミカ塩釜介護センター 塩竈市玉川二丁目二番十号	事業者の名称	株式会社HCM	指定年月日	平成二十五年十月一日
-----------	------------	-------------	-----------------------------	--------	---------	-------	------------

○宮城県告示第九号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。
平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	〇四七二七〇二一六八	事業所の名称及び所在地	特別養護老人ホーム 万葉の里 黒川郡大衡村大衡字大童七番地二十	事業者の名称又は氏名	社会福祉法人友徳会	指定年月日	平成二十五年九月二十一日
-----------	------------	-------------	------------------------------------	------------	-----------	-------	--------------

○宮城県告示第十号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	〇四七二六〇〇八一六	事業所の名称及び所在地	松島医療生活協同組合まつしまホームヘルパー 宮城県松島町松島字普賢堂二番地の十一	事業者の名称又は氏名	松島医療生活協同組合	指定年月日	平成二十五年九月一日
〇四七〇二〇二四九〇	旭寿会訪問介護センター 石巻市北村字庵ノ窪一番地	社会福祉法人旭壽会	平成二十五年九月十五日				
〇四七〇七〇〇九一五	訪問介護ステーションなごみ 名取市美田園六丁目一番地の二アルカンシエルA棟一〇三号室	株式会社アルファライフ	平成二十五年十月十五日				

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	〇四六一五九〇〇七七	事業所の名称及び所在地	星陵ケアセンター訪問看護ステーション 大崎市古川小稲葉町七番七号	事業者の名称又は氏名	有限会社星陵介護サービス	指定年月日	平成二十五年九月一日
-----------	------------	-------------	-------------------------------------	------------	--------------	-------	------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	〇四七〇二〇〇三三八	事業所の名称及び所在地	ヘルスケアショップばんぶ きん倶楽部 石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地	事業者の名称又は氏名	ばんぶきん株式会社	指定年月日	平成二十五年九月一日
〇四七〇三〇〇八三一	リハビリ特化型デイサービス スリハニツク塩釜 塩竈市北浜一丁目三番一号	株式会社ドクターアイズ	平成二十五年九月一日				
〇四七〇七〇〇九〇七	リハビリ特化型デイサービス スリハニツク名取 名取市植松四丁目十七番地二十九号	株式会社ドクターアイズ	平成二十五年九月一日				
〇四七二七〇二一五〇	デイサービスセンター奏 黒川郡富谷町明石台三丁目三番地の一	株式会社Fullfil Life	平成二十五年九月一日				
〇四七〇二〇二四八二	リハビリ特化型デイサービス スリハニツク石巻 石巻市双葉町八番三十七号	株式会社ドクターアイズ	平成二十五年九月十五日				

○四七〇二〇二五〇八	ハイツ千石一階	社会福祉法人旭壽会	平成二十五年九月十五日
○四七二一三〇一六七	一心苑デイサービスセンター 石巻市北村字庵ノ窪一 番地	社会福祉法人旭壽会	平成二十五年九月十五日
○四七二一三〇一六七	嵯峨美の里デイサービスセンター 栗原市若柳下畑内谷川七 十四番地	株式会社社会福祉施設嵯峨美の里	平成二十五年九月十五日
○四七二一五〇二二四六	リハビリ特化型デイサービス スリハニック大崎 大崎市古川駅前大通三丁目 四番二十三号ジュネスビル 一F	株式会社ドクターアイズ	平成二十五年九月十五日
○四七二七〇二一六八	特別養護老人ホーム 万葉 の里 黒川郡大衡村大衡字大童七 番地二十	社会福祉法人友徳会	平成二十五年九月二十七日
○四七〇三〇〇八五六	デイサービスセンター虹の つえ 塩竈市玉川三丁目八番六号	株式会社メデイカル・サ イドポート	平成二十五年十月一日
○四七二六〇〇八二四	松島医療生活協同組合デイ サービスおたつしやデイ 宮城郡松島町松島字普賢堂 一番地の四まつしまの郷	松島医療生活協同組合	平成二十五年十月一日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七二七〇二一六八	特別養護老人ホーム 万葉 の里 黒川郡大衡村大衡字大童七 番地二十	社会福祉法人友徳会	平成二十五年九月二十七日
○四七二一五〇二二五三	ショートステイしらとり 大崎市三本木字北町六十三 番地四	株式会社飯島	平成二十五年十月一日

○宮城県告示第十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年十二月六日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七〇七〇〇三三七	在宅介護支援事業所爽秋会 みのり 名取市植松一丁目一番二十 四号	株式会社爽秋会メデイカ ルアンドケアサポート	平成二十五年九月三十日

二 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四六二一九〇〇一八	社会福祉法人蔵王町社会福 祉協議会訪問看護ステ ーション 刈田郡蔵王町大字円田字愛 宕前二十九番地	社会福祉法人蔵王町社会 福祉協議会	平成二十五年十月一日

三 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四二二六一〇一八〇	松島医療生活協同組合松島 海岸診療所 宮城郡松島町松島字普賢堂 二番地の十一	松島医療生活協同組合	平成二十五年九月三十日

○宮城県告示第十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七〇七〇〇六六七	ケアプランセンターふるさ と 名取市飯野坂一丁目十番四 十三号	株式会社介護福祉支援セ ンター	平成二十五年九月十五日
○四七〇七〇〇三三七	在宅介護支援事業所爽秋会 みのり 名取市植松一丁目一番二十 四号	株式会社爽秋会メデイカ ルアンドケアサポート	平成二十五年九月三十日
○四七三二〇〇〇二二	涌谷町町民医療福祉センタ ー指定居宅介護支援事業所	涌谷町	平成二十五年十月三十一日

遠田郡浦谷町浦谷字中江南
二百七十八番地

○宮城県告示第千十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四二二六一〇一八〇	松島医療生活協同組合松島海岸診療所 宮城県松島町松島字普賢堂二番地の十一	松島医療生活協同組合	平成二十五年九月三十日

○宮城県告示第千十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇五〇〇二一九	セントケアあけせんぬま 気仙沼市田中前四丁目四番地八号	居宅介護 重度訪問介護	セントケア宮城株式会社	平成二十五年十一月一日
〇四一〇六〇〇二二七	セントケアしろいし 白石市字銚子ヶ森四番六号貸ビル一階	居宅介護 重度訪問介護	セントケア宮城株式会社	平成二十五年十一月一日
〇四一〇八〇〇一〇六	セントケア角田 角田市梶賀字西八十七番一号	居宅介護 重度訪問介護	セントケア宮城株式会社	平成二十五年十一月一日
〇四二二二〇〇二九七	セントケア大河原 柴田郡大河原町字五十五番二号サウス ロアヴェール店舗一 〇一号室	居宅介護 重度訪問介護	セントケア宮城株式会社	平成二十五年十一月一日

○宮城県告示第千十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇二〇〇五五四	あおぞらヘルパーステーション 石巻市丸井戸三丁目十七番十八号	行動援護	特定非営利活動法人あおぞら	平成二十五年十月三十一日
〇四一〇七〇〇〇五八	在宅介護支援事業所 爽秋会みのり 名取市植松一丁目一番二十四号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	株式会社爽秋会メデイカル アバンドケアサポート	平成二十五年九月三十日

○宮城県告示第千十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一一五〇〇三三三	公益財団法人宮城厚生協会ヘルパーステーションあゆみ 大崎市古川駅東二丁目十二番十八号	行動援護	公益財団法人宮城厚生協会	平成二十五年十月一日
〇四一二八〇〇〇四七	公益財団法人宮城厚生協会なかにいださつきヘルパーステーション 加美郡加美町字矢越三百四十五番地	行動援護	公益財団法人宮城厚生協会	平成二十五年十月一日

○宮城県告示第千十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項

において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百二十二 加入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に て告示された 宮城県漁業協 同組合の女川 町支所の地区 のうち小乗浜 の区域	平成二十五年 十一月二十九 日	牡鹿郡女川町小乗浜字 向二十六一七 伊藤 和幸 牡鹿郡女川町小乗浜字 小乗一二十八 木村 俊裕	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業	三人
宮城県第 九十二加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)に て告示された 宮城県漁業協 同組合の塩釜 市浦戸東部支 所の地区	平成二十五年 十一月二十九 日	塩釜市浦戸寒風沢字湊 外川三六一三 塩釜市浦戸寒風沢百二 十二 長南 武男	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	二人

○宮城県告示第千十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県管山元北部地区土地改良事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年一月十四日まで

三 縦覧場所

山元町役場

○宮城県告示第千十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県管磯地区土地改良事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年一月十四日まで

三 縦覧場所

山元町役場

○宮城県告示第千二十号

昭和四十四年宮城県告示第五百三十七号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台湾沿岸松島海岸手樽地区海岸梅ヶ沢地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 松島海 手樽地 梅ヶ沢I 基点A点

仙台湾 岸 区海岸 地先海岸 宮城県松島町手樽字梅ヶ沢二二番の一の北緯三八度二二分

沿岸

四五秒五八〇八東経一四一度〇六分四〇秒四〇九二の地点
補助点

(1)点は、北緯三八度二分四六秒一〇七八東経一四一度〇六分四一秒三六六八の地点

(2)点は、北緯三八度二分四五秒四二二〇東経一四一度〇六分四三秒七五八〇の地点

(3)点は、北緯三八度二分四三秒五五八〇東経一四一度〇六分四三秒三〇三九の地点

(4)点は、北緯三八度二分四二秒七六六九東経一四一度〇六分四三秒七四九五の地点

(5)点は、北緯三八度二分四二秒〇七七二東経一四一度〇六分四四秒〇三二六の地点

(6)点は、北緯三八度二分四〇秒九五九一東経一四一度〇六分四四秒三〇七七の地点

(7)点は、北緯三八度二分四〇秒一一八〇東経一四一度〇六分四四秒四八〇七の地点

(8)点は、北緯三八度二分三九秒五二四二東経一四一度〇六分四四秒四三三八の地点

(9)点は、北緯三八度二分三九秒四三三八東経一四一度〇六分四五秒〇八八四の地点

(10)点は、北緯三八度二分三九秒五二二二東経一四一度〇六分四六秒三九〇〇の地点

(11)点は、北緯三八度二分三八秒七二九八東経一四一度〇六分四六秒四七〇九の地点

(12)点は、北緯三八度二分三八秒六四二八東経一四一度〇六分四六秒四八九四の地点

(13)点は、北緯三八度二分三八秒五五七四東経一四一度〇六分四六秒三七四五の地点

(14)点は、北緯三八度二分三八秒四五二九東経一四一度〇六分四六秒二一三六の地点
(15)点は、北緯三八度二分三八秒四一三七東経一四一度〇

六分四六秒一五九八の地点

(16)点は、北緯三八度二分三八秒三六五二東経一四一度〇六分四六秒一六四七の地点

(17)点は、北緯三八度二分三八秒一一六五東経一四一度〇六分四六秒一〇八四の地点

(18)点は、北緯三八度二分三八秒一一〇六東経一四一度〇六分四五秒九七一四の地点

(19)点は、北緯三八度二分三八秒〇七四五東経一四一度〇六分四五秒一三五八の地点

(20)点は、北緯三八度二分三八秒〇八一四東経一四一度〇六分四四秒八七二七の地点

(21)点は、北緯三八度二分三八秒三七〇四東経一四一度〇六分四四秒六六三〇の地点

(22)点は、北緯三八度二分三八秒三八六五東経一四一度〇六分四四秒五三二七の地点

(23)点は、北緯三八度二分三八秒六四九二東経一四一度〇六分四四秒五七三六の地点

(24)点は、北緯三八度二分三八秒七七七八東経一四一度〇六分四四秒四九一三の地点

(25)点は、北緯三八度二分三九秒〇四〇一東経一四一度〇六分四四秒四四七〇の地点

(26)点は、北緯三八度二分三九秒四五六〇東経一四一度〇六分四四秒五三〇七の地点

(27)点は、北緯三八度二分三九秒六九三七東経一四一度〇六分四四秒七四一七の地点

(28)点は、北緯三八度二分三九秒七八二〇東経一四一度〇六分四四秒七八六九の地点

(29)点は、北緯三八度二分三九秒九五一四東経一四一度〇六分四四秒八三六七の地点

(30)点は、北緯三八度二分四一秒七六八七東経一四一度〇六分四四秒四二六二の地点

- (31) 点は、北緯三八度二分四二秒一七二九東經一四一度〇六分四二秒二六一三の地点
 - (32) 点は、北緯三八度二分四三秒一〇五〇東經一四一度〇六分四一秒七八一の地点
 - (33) 点は、北緯三八度二分四三秒二六四二東經一四一度〇六分四一秒七〇六四の地点
 - (34) 点は、北緯三八度二分四三秒三九六二東經一四一度〇六分四一秒六七二の地点
 - (35) 点は、北緯三八度二分四三秒六〇五九東經一四一度〇六分四一秒六九二七の地点
 - (36) 点は、北緯三八度二分四四秒六二五九東經一四一度〇六分四一秒九八二三の地点
 - (37) 点は、北緯三八度二分四四秒七九一一東經一四一度〇六分四一秒四七〇〇の地点
 - (38) 点は、北緯三八度二分四四秒八四〇八東經一四一度〇六分四一秒五〇九三の地点
 - (39) 点は、北緯三八度二分四四秒八八五一東經一四一度〇六分四一秒三六二三の地点
 - (40) 点は、北緯三八度二分四五秒〇〇九八東經一四一度〇六分四〇秒九一六三の地点
- 区域
- A、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)、(25)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(31)、(32)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(38)、(39)、(40) 及び A の各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域（座標は世界測地系による）

○宮城県告示第十二十一号
 昭和四十八年宮城県告示第三百十七号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年十二月六日

宮城県仙台湾沿岸松島海岸手樽地区海岸梅ヶ沢地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県 松島海 手樽地 梅ヶ沢Ⅱ 基点 A 点
 仙台湾 岸 区海岸 地先海岸 宮城郡松島町手樽字梅ヶ沢三〇番の北緯三八度二分三九秒六九三三東經一四一度〇六分四九秒八八九九の地点

補助点

- (1) 点は、北緯三八度二分三九秒五九九四東經一四一度〇六分五〇秒九一九〇の地点
- (2) 点は、北緯三八度二分三八秒三二八五東經一四一度〇六分五〇秒九二〇〇の地点
- (3) 点は、北緯三八度二分三七秒四〇〇三東經一四一度〇六分五〇秒八三四六の地点
- (4) 点は、北緯三八度二分三七秒〇七一六東經一四一度〇六分五〇秒八六六六の地点
- (5) 点は、北緯三八度二分三七秒〇七〇九東經一四一度〇六分五一秒一六八四の地点
- (6) 点は、北緯三八度二分三六秒〇二五四東經一四一度〇六分五〇秒九三一〇の地点
- (7) 点は、北緯三八度二分三五秒四〇六〇東經一四一度〇六分四九秒八三〇八の地点
- (8) 点は、北緯三八度二分三五秒三三二九東經一四一度〇六分四九秒六三五四の地点
- (9) 点は、北緯三八度二分三五秒五二六九東經一四一度〇六分四九秒五五〇七の地点
- (10) 点は、北緯三八度二分三六秒〇五二五東經一四一度〇六分四九秒四三二七の地点
- (11) 点は、北緯三八度二分三六秒四〇二一東經一四一度〇六分四九秒三九五九の地点
- (12) 点は、北緯三八度二分三六秒八三三三東經一四一度〇六分四九秒一八二七の地点
- (13) 点は、北緯三八度二分三六秒八五八三東經一四一度〇六分四九秒二二九七の地点
- (14) 点は、北緯三八度二分三七秒二七五七東經一四一度〇

六分四九秒〇七〇四の地点

(15)点は、北緯三八度二分三七秒八五五東経一四一度〇

六分四九秒〇一九二の地点

(16)点は、北緯三八度二分三八秒〇五一東経一四一度〇

六分四九秒〇九一四の地点

(17)点は、北緯三八度二分三八秒四五二七東経一四一度〇

六分四九秒一二〇二の地点

(18)点は、北緯三八度二分三八秒六二七三東経一四一度〇

六分四九秒一一四五の地点

(19)点は、北緯三八度二分三八秒九九八三東経一四一度〇

六分四九秒一六六三の地点

(20)点は、北緯三八度二分三九秒〇二二一東経一四一度〇

六分四九秒三六七六の地点

(21)点は、北緯三八度二分三九秒一〇五六東経一四一度〇

六分四九秒四六四九の地点

(22)点は、北緯三八度二分三九秒一九九三東経一四一度〇

六分四九秒六七〇二の地点

(23)点は、北緯三八度二分三九秒三〇三三東経一四一度〇

区域

A、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、

(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)及びAの各点

を順次直線で結んだ線により囲まれた区域（座標は世界測地系による）

○宮城県告示第十二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定をする。

平成二十五年十二月六日

一 保安林の所在場所

石巻市網地浜髪剝坂一〇七の九五、一〇七の九六、一〇七の九八から一〇七の一〇〇まで

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。

平成二十五年十二月六日

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市雄勝町名振字東二の一四・二の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消

した。

平成二十五年十二月六日

一 許可を取り消した年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十五年十一月二十日
二 商号又は名称等

株式会社三友資材 佐々木 保夫	株式会社三友資材 今野 泰	日本サークル株式会社 佐藤 修二	有限会社佐藤電気工事 登米市石越町東郷字今道十二一	伊藤工業洋次 大崎市田尻蕪栗字熊野堂三十八	株式会社日丸 仙台 新崎 博	株式会社ナリサ 石巻市駅前北通り二丁目十二一二十七	株式会社大興ハ ウジング 齋藤 春男	株式会社北清産 大場 勝雄	株式会社ヤマム 山村 正克	佐藤板金工業 佐藤 洋一	東和機工株式会社 赤見 濟	商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
目十四一二十六	仙台市青葉区本町二丁目十四一二十六	石巻市門脇字二番谷地十三一三三三三	百七十七五	百三十三	百八十三	百七十三	百六十三	百八十三	百七十三	百四十二	百四十八	目三一四十八	仙台市青葉区上杉三丁目三一四十八	般一二十三 第五百九十八	全部廃業 電気工事 電気通信工事	平成二十五年十月十八日
般一二十一 第一万八千六百三十四	般一二十一 第一万八千六百三十四	般一二十一 第一万七千五百七十三	般一二十二 第一万七千五百七十三	般一二十四 第一万六千七百三十三	般一二十四 第一万六千七百三十三	般一二十五 第一万五千二百七十二	般一二十三 第一万二千二百六十	般一二十三 第八千八百八十	般一二十三 第七千三百八十五	般一二十三 第四千四百八十二	般一二十三 第四千四百八十二	般一二十三 第五百九十八	仙台市青葉区上杉三丁目三一四十八	般一二十三 第五百九十八	全部廃業 電気工事 電気通信工事	平成二十五年十月十八日
全部廃業 一般建設業 土木工事 大工工事	全部廃業 一般建設業 土木工事 大工工事	全部廃業 一般建設業 電気工事	全部廃業 一般建設業 電気工事	全部廃業 一般建設業 土木工事 とび・土工	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工事	全部廃業 一般建設業 ガラス工事 塗装工事 建具工事	全部廃業 一般建設業 大工工事	全部廃業 一般建設業 さく井工事	全部廃業 一般建設業 消防施設工事	全部廃業 一般建設業 屋根工事	全部廃業 一般建設業 屋根工事	全部廃業 一般建設業 電気工事 電気通信工事	全部廃業 一般建設業 電気工事 電気通信工事	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工事 内装工事 水道施設工事	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工事 内装工事 水道施設工事	平成二十五年十月二十五日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次の

宮城県大河原地方振興事務所
所長 佐野好昭

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第十二十五号

角田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年十一月二十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十二月六日

送 株式会社富谷庄 佐藤 隆彦	黒川郡富谷町西成田字 白鳥百二十九	般一二十三 第一万九千五百八十八	全部廃業 一般建設業 とび・土工	平成二十五年十月二十四日
株式会社長谷部 技建21 長谷部 忍	仙台市若林区穀町六一 一F	般一二十三 第一万九千二百二十	一部廃業 一般建設業 建築工事 大工工事 左官工事 屋根工事 タイル・れんが・ ブロック工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 内装工事 熱絶縁工事 建具工事	平成二十五年十月二十一日

とおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番地一	平成二十五年十月一日
ルミル薬局名取店	名取市愛の杜二一―五	平成二十五年十月一日
桜木薬局	多賀城市桜木二丁目一―五	平成二十五年十月一日
すずらん調剤薬局	多賀城市下馬四丁目一―五	平成二十五年十月一日
プラス調剤薬局七ヶ浜店	七ヶ浜町境山一丁目二百九―十二	平成二十五年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
変更前 ひがし薬局七ヶ宿	七ヶ宿町字関百番地一
変更後 ひがし薬局七ヶ宿	七ヶ宿町字関百八十四番地

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 一 岩沼市藤浪二丁目百十番一、百十二番、百十三

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

番及び百十四番並びに百十番一及び百十四番地先の水の各一部
岩沼市藤浪一丁目五番三十二号
株式会社 上の組

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第172号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成25年12月6日

宮城県公安委員長 猪俣 好正

1 資格審査の種類、期日及び場所

資 格 審 査 の 種 類	資 格 審 査 の 期 日	資 格 審 査 の 場 所
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許（普通自動車二輪車免許を除く）に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成26年1月20日から 平成26年3月31日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に添った技能検定しようとする者で平成24年、25年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことによる資格審査の一部科目が免除となる者	平成26年1月20日から 平成26年3月31日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成25年12月6日（金）から平成26年1月7日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成25年12月6日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601(内線221、222)